

特命随意契約理由書

253

件 名	情報システム監査及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和4年度からの中長期計画に基づき、個人情報の安全管理措置に対する職員の意識向上、事務処理及びシステムのセキュリティ向上を目的に、情報セキュリティ体制の整備支援及び監査・研修業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和4年10月24日付4千政IT発165号） 2 根拠規定 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条6号 3 継続年数 3年目 4 評価 業務成績良好のため、令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ジーブレイン株式会社 住 所 京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る 南辻町369-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	21,516,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

384

件 名	職員用AIチャットボットの利用
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	多くの事務時間を要している内部事務に関する職員間の問い合わせの事務効率化を図るため、AIを活用した自動応答サービスである職員用AIチャットボットシステム(以下「本システム」という。)を利用する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年3月 14 日付4千政IT発 268 号決裁) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 2年 業務成績は良好なため、令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ネオス株式会社 住 所 東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	2,695,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田さくら館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用して いない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供す るものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、神田まちかど図書館で施 設利用者の受付も行っている。まちかど図書館をその管理下に含む千 代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理 する下記業者が実施することで、業務を円滑に行うことができる他、 経費の削減が確保できるなど有利性が認められる。また、指定管理者 本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,485,880 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

273

件 名	昌平童夢館 コミュニティスクール受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本事業は、夜間・学校休業日等小学校・児童館等の施設を使用していない時間に、施設の一部を一般利用者へ生涯学習の場として提供するものであり、運営に必要な受付業務について委託する。
選 定 理 由	本業務の受付に関しては、施設の構造上、昌平まちかど図書館で施設利用者の受付も行っている。まちかど図書館をその管理下に含む千代田区立図書館の指定管理者グループの構成員であり、本施設を管理する下記業者が実施することで、業務を円滑に行うことができる他、経費の削減が確保できるなど有利性が認められる。また、指定管理者本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヴィアックス 住 所 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,886,240 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田一橋中学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 東洋食品 住 所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,664,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

287

件 名	神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第318号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田警察通りの道路工事等の実施に当たり、保安管理の充実を図ることで、工事の円滑な履行を確保するため委託する。
選 定 理 由	本件業務は、作業帯の保安や関係者の出入管理、あるいは施工中の第三者の誘導など多様かつ困難な対応を求められるほか、越権行為等のないように高度な法令知識を有する必要がある。 このため、警備業法第22条第2項に基づく警備員指導教育責任者資格の所持者を、必要数配置し、業務履行のため現場で指揮することが求められるが、この資格者を本件業務に基づき、区からの実施日程の提示に合わせて、現場に配置し運営を行うことができる業者は限られる。 また、令和4年度及び令和5年度における神田警察通りの道路工事等に係る保安業務の経験をもとに、現場で円滑な業務を行うことができる実績を有している。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シンティ警備株式会社 住 所 中央区新富1-8-8
※ 契約年月日	令和6年4月 日
※ 契約金額	9,796,710 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田警察通り沿道及び周辺地域まちづくり検討業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」及び「神田警察通り賑わいガイドライン」の実現に向けた具体的な取組み等について協議・検討をおこなうための神田警察通り沿道整備推進協議会及びその関連委員会（以下「協議会等」という。）の運営や神田警察通り周辺の広い範囲におけるまちづくりの具体方針である「神田警察通り周辺まちづくり方針」（以下「まちづくり方針」という。）の実現に向けた検討等を行うものである。
選 定 理 由	神田警察通り沿道のまちづくりについては、平成 24 年度から下記業者がガイドラインに沿ったまちづくりを検討しており、これまでの調査・検討の経緯や議論の内容等を踏まえて検討していくことが、今後継続して協議会等を運営するにあたって、密接不可分な要件である。 下記業者は、独立行政法人都市再生機構法に基づく法人であり、公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、都市の健全な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。 まちづくり方針策定後においても、方針の実現に向けた検討体制、合意形成及びエリアマネジメント等の方策について継続的に検討を行う必要があることから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 独立行政法人 都市再生機構 住 所 新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 10 日
※ 契約金額	2,959,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

特命随意契約理由書

件 名	神田保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好のため 5. 評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,984,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

164

件 名	神田保育園他総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田保育園他施設の安全・良好な環境の保持のための総合維持管理
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 5 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 5 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和 6 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 ニッセイファシリティ株式会社 千代田支店 住 所 東京都千代田区岩本町 2 丁目 9 番 11 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	29,157,975 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

461

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒104-0061 中央区銀座七丁目16番12号 G-7ビルディング 株式会社モード・プランニング・ジャパン
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,434,870 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

453

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒141-0021 品川区上大崎 2-25-2 新目黒東急ビル 6 階 株式会社シグマスタッフ
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	51,736,994 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

451

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒103-0026 中央区日本橋兜町 6-7 株式会社アヴァンティスタッフ
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	142,426,290 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

454

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒100-0013 千代田区霞が関3-7-1 アデコ株式会社
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,384,895 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

456

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒101-8480 千代田区神田錦町 3-22 テラススクエア 5階 旭化成アミダス株式会社
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	111,464,053 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

455

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒100-0004 千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 株式会社テnderラビングケアサービス
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	37304609 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

449

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	東京都港区芝浦三丁目4番1号 グランパークタワー33階 パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	241,505,448 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

450

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	東京都港区南青山三丁目1番30号 株式会社パソナ
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	33,871,209 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

452

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 4 年 12 月 14 日付 4 千政人事発第 1411 号 令和 5 年度 開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 2 年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和 6 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒108-0023 東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号 田町ステーションタワーN30 階 マンパワーグループ株式会社
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	108,223,249 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

458

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5 JR 恵比寿ビル 11F 株式会社メディカル・コンシェルジュ
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12,434,870 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

460

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒100-0006 千代田区有楽町 1-13-1 株式会社リクルートスタッフィング BPOプロジェクトマネジメント部
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	86,694,263 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

459

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒100-0004 千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル23階 株式会社アスカ 東京支店
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	45,594,522 ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

457

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒150-0012 渋谷区広尾5-6-6 広尾プラザ 株式会社ウィッシュ
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,289,913 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

404

件 名	人事情報総合システムにおける会計年度任用職員の勤怠管理導入および変更要求対応業務
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	現在勤怠管理システムでは、職員（会計年度任用職員を除く）の出退勤時刻や休暇管理等を行っている。 今回、会計年度任用職員もこの勤怠管理システムの管理対象とする改修を行うことにより、正確な出退勤情報の把握や、給与計算を実現する。
選 定 理 由	本件は、人事情報総合システムの特許権、著作権及びその他の排他的権利を有するシステム開発者のみが行うことのできる改造、再構築であり、同一の開発者以外の者にプログラム改修等を履行させた場合、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 富士通 Japan 株式会社 東京公共ビジネス統括部 所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	114,149,750 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

399

件 名	人事情報総合システムにかかる運用保守
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	職員の人事管理及び勤務実績の集約により給与計算等を行う本システムを、正常かつ安定的に稼働できる体制を全庁に提供するため、本システムの保守委託を行う。
選 定 理 由	人事情報総合システムは、下記事業者により情報システム課内の仮想サーバ上に構築した情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、保守できるのは、本システムを設計開発し、知的所有権を有している下記業者のみである。また、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 富士通 Japan 株式会社 所 在 地 : 東京都港区東新橋 1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,368,420 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	水素燃料（ZEV ごみ収集車用）の供給
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区で都の支援による ZEV ごみ収集の実装実証車両として導入を令和6年3月から予定している水素自動車を活用していくうえで、必要な水素燃料の供給契約を下記のとおり行う。
選 定 理 由	この度実験導入する ZEV ごみ収集車は、水素を燃料としているため、本来水素供給施設を近隣に確保しておく必要がある。 区内には移動式水素ステーション（ニモヒス水素ステーション九段：千代田区三番町6）があったが、令和5年9月上旬に廃所となったため、現時点において、水素自動車を駐車している千代田清掃事務所（飯田橋車庫）から最も近い水素供給施設はイワタニ水素ステーション芝公園（港区芝公園4-6-15）となるため、当該施設を運営している下記相手方を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 岩谷瓦斯株式会社 本社 住 所 大阪府大阪市北区西天満4-8-17
契 約 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1,391,500 円 ※ 注 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部千代田清掃事務所（飯田橋車庫）
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

特命随意契約理由

件 名	水素燃料（F C V用）の供給
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	庁有車として導入した水素自動車を活用していくうえで、必要な水素燃料（F C V用）の供給契約を下記のとおり行う。
選 定 理 由	庁有車として導入した水素自動車「MIRAI」は、水素を燃料としている。そのため水素供給施設を確保しておく必要がある。 現時点において、水素自動車を駐車している千代田区役所本庁舎から最も近い水素供給施設はイワタニ水素ステーション芝公園（港区芝公園4-6-15）であるため、当該施設を運営している下記相手方と契約を行う。
契約の相手方	名 称 岩谷瓦斯株式会社 本社 住 所 大阪府大阪市北区西天満4-8-17
契 約 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	198,000 円 ※ 注記 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

特命随意契約理由

件 名	水素燃料（F C V用）の供給
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品) 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	庁有車として導入した水素自動車を活用していくうえで、必要な水素燃料（F C V用）の供給契約を下記のとおり行う。
選 定 理 由	庁有車として導入した水素自動車「MIRAI」は、水素を燃料としている。そのため水素供給施設を確保しておく必要がある。 現時点において、水素自動車を駐車している千代田区役所本庁舎から最も近い水素供給施設はイワタニ水素ステーション芝公園（港区芝公園4-6-15）であるため、当該施設を運営している下記相手方と契約を行う。
契約の相手方	名 称 岩谷瓦斯株式会社 本社 住 所 大阪府大阪市北区西天満4-8-17
契 約 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	108,900 ※ 契約のため、契約金額は支出限度額 円
契 約 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

特命随意契約理由書

504

件 名	生ごみリサイクル処理業務（保育園・こども園・幼稚園・学校）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保育園、こども園、幼稚園および学校の給食で発生する生ごみを飼料としてリサイクルする。
選 定 理 由	1. 「食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月 12 日付 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）の中で、再利用の順位を①飼料化、②肥料化、③菌床、④メタン化等による再利用としている。 2. 下記事業者は、23 区内で生ごみを飼料として安定的に再生利用することができる唯一の事業者であり、登録再生利用事業者証の交付を受けている。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アルフォ 住 所 東京都港区赤坂 2-5-4 赤坂室町ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,443,907 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

376

件 名	生活機能改善訪問アドバイス事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が特定した要介護認定を受けていない虚弱な高齢者で、心身の不活発さから来る機能低下や要介護状態になることを、訪問指導により予防する事業である。
選 定 理 由	本事業の作業療法の実施には、下記の条件を満たす必要がある。 1. 諸機能の回復・維持開発を促す作業活動を用いて行う治療、訓練、指導および援助の専門職である「作業療法士」の資格を持つものが従事すること。 2. 同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても作業療法士の手配が可能なこと。 3. 区内訪問看護ステーション等と連携して業務を履行できること。 下記法人は、都内在住在勤の作業療法士を中心に構成された作業療法士の会である。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が特定されるものである。 以上の理由により、下記の法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 東京都作業療法士会 住 所 東京都新宿区新宿 5-4-1 新宿 Q フラットビル 501
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	520,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 非課税
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活保護システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護システム機器（PC・プリンター等）及び生活保護ソフトに係るメンテナンス業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 27 年度（平成 28 年度開始） （平成 27 年 9 月 8 日付 27 千保生支発 0325 号） 2 更新 令和元年 10 月 24 日 31 千指業委第 10 号「指名業者選定委員会」承認 3 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号 4 継続年数 9 年 5 評価 良好 業務成績は良好なため、令和 6 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社日立システムズ 住 所：東京都品川区大崎 1-2-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,752,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

291

件 名	生活保護決定時等に必要な資産調査等及び就労支援業務並びに地域生活移行支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活保護決定時等に必要な業務を一体的に委託し、保護費の適正化推進と効率的で効果的な自立支援を図る。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度：令和4年度 (令和5年3月24日付、4千保生支発第1111号、令和5年度開始) 2 該当：千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数：2年 4 評価：良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：中高年事業団やまて企業組合港支店 住 所：東京都港区芝三丁目6番12号 KS 芝公園ビルI3階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,906,520 円 (消費税を含む) ※ 令和6年度契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場管理作業 (第706号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田けやきの広場及び西神田百樹の広場の美観を維持するため 管理作業を行う。
選 定 理 由	西神田けやきの広場は、再開発事業により千代田ファーストビル東 館・西館と一体的に整備された東館エリアにある。この広場の維持管 理については、『西神田けやきの広場の維持管理に関する委託協定書』 を締結し、下記業者が行うものとしている。 したがって、隣接している西館エリアの西神田百樹の広場の維持管 理についてもエリア全体の業務と密接に関連する付帯的な業務であ るため、同一業者が行うことで総合的かつ効率的な維持管理を行うこ とができる。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名：住友不動産株式会社 住 所：新宿区西新宿二丁目4番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,567,198 円 (消費税を含む) ※ 注② 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田コスモス館HEATS熱交換器ユニット保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田コスモス館各住戸の給湯・暖房システムをまかなっている給湯暖房システム(以下、「HEATS」という)の保守管理を行う。
選 定 理 由	本施設のHEATSは、熱源機で作った温水を各住戸の熱交換ユニットから取り出し各家庭の給湯暖房に利用している。 HEATSの熱源機は、東京ガス資産であり、屋上にある区分バルブを境に区資産分と分かれている。HEATSの利用については、東京ガスとの契約となり、料金等の算出に関わるため、平成28年度の更新は東京ガスが実施した。また、維持・メンテナンス等は東京ガス以外に行うことはできない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ガス株式会社 設備サービスグループ 住 所 江東区猿江2-15-5
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,872,090 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	西神田保育園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和5年8月17日「指名業者選定委員会」承認 6. 評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社東京天竜 住 所 東京都文京区本郷2-27-20
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,275,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

363

件 名	千代田会館 10 階研修室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他（ ）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	研修室として活用している千代田会館 10 階千代田区専有部の執務環境維持のため、清掃業務を実施する。
選 定 理 由	千代田会館は、(株)千代田会館ビルディング(以下「会館」という。)との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っており、管理協定により会館が清掃業者を指定している。複合施設の共有部分の清掃業務(第三者発注)等の受託者に専用部分の業務を委託するものである。 以上のことから、会館が指定する下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 東京コニックス株式会社 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,925,968 円(消費税を含む) ※※※※※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田会館 8 階事務室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 (委託) その他 ()
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田会館 8 階事務室（千代田区専有部）の執務環境維持のため、 清掃業務を実施する。
選 定 理 由	千代田会館 8 階事務室の清掃業務については、賃貸借契約書及び千 代田会館使用細則の諸規定に基づき、同会館の所有者である株式会社 千代田会館が指定する業者に請け負わせることとしている。 以上の理由より、株式会社千代田会館を契約の相手方として指名す る。
契約の相手方	名 称 株式会社千代田会館 住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 17 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,247,360 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

238

件 名	千代田会館8階電話設備保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田会館8階に設置した電話設備について、保守点検業務を行う。
選 定 理 由	新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務量増加に対応するため、千代田会館8階を借用し、令和3年3月29日より生活衛生課、民泊指導担当、受動喫煙防止担当、新型コロナウイルス予防接種担当及び商工観光課の執務室として利用する。執務環境を整備する際には、千代田会館使用細則に基づき、(株)千代田会館が指定する(株)竹中工務店東京本社と「千代田会館8階執務室環境整備業務(設え変更)」の委託契約を締結し、当該契約に含まれる電話設備の設置については、再委託先である下記事業者が行った。 電話設備の保守業務については、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 協立情報通信株式会社 住 所 東京都港区浜松町1-9-10
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	660,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

422

件 名	千代田区スマート窓口実証実験
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	異動受付支援システムの運用保守業務を実施するとともに、稼働状況等を考察し、事務効率化に向けた分析業務を実施する。
選 定 理 由	① 導入時期 令和4年7月21日 ② 継続年数 3年 ③ 評価 業務成績評価表より、良好 令和4年度に「書かない窓口」の実現に向け、転入者が持参する転出証明書を専用スキャンを用いてOCR処理にて読み取り、異動届等を選択事項を自動印字し、タブレット上で転入者に記載事項を確認する本システムを導入した。本システムは、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのあるため、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,210,240 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
担 当 課	政策経営部 デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ねずみ対策事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年度から千代田区ねずみ対策事業を実施している。千代田区内のねずみ対策について、既存事業を整理のうえ、新たな取り組みを加え、専門知識及び技術を有する事業者へ委託している。 令和6年度も引き続き本事業を実施する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年2月27日付4千保生衛発第606号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第1号及び第5号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため
契約の相手方	名 称 株式会社シー・アイ・シー 住 所 東京都台東区北上野一丁目10番14号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,144,800 円 (消費税を含む) ※ 総価 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
担 当 課	保健福祉 部 生活衛生 課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

264

件 名	千代田区ハザードマップ冊子修正作業及び外国語版作製作業委託
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和3年8月に区が作成した千代田区ハザードマップ冊子について、水防法及び「高潮浸水想定区域図作成の手引き」改定を受けて、一部修正し、印刷する。合わせて、外国語版千代田区ハザードマップを作製する。
選 定 理 由	本冊子は、令和3年8月に作成した下記事業者が版の所有権を有している。そのため、他の業者では修正及び印刷が不可能なため、下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 国土地図株式会社 住 所 東京都新宿区西落合2-12-4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,864,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年2月28日
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ファミリー・サポート・センター事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	育児の支援を行いたいもの（以下「支援会員」という。）と育児の支援を受けたいもの（以下「依頼会員」という。）を会員として、千代田区ファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の支援活動の調整等を行うことにより、仕事を家庭の両立及び子育て家庭の支援を図る。
選 定 理 由	下記法人は、すでに地域住民が相互に助け合うためのサービス業務として、ボランティアセンター・ふたばサービスや、子育てサロンなど地域に根差した同様の事業又は、子育て支援のノウハウを活用した事業を行っている。 本事業の実施にあたっては、①依頼会員は在住者で、支援会員は在住・在勤・在学であるため、地域住民相互の援助活動を行っていること、また、②地域との連帯業務を行っていることが必要である。これら条件については、それを満たすものが複数存在するが、千代田区内を活動拠点として全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	12,163,000 円（消費税を含む） ※ 契約金額は支出限度額 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

416

件 名	千代田区ポータルサイト運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区のDXを推進する上での柱となるシステムである千代田区ポータルサイトを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、区民に安心して利用していただくため、運用保守業務をシステムの構築事業者が行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年10月26日付4千政IT発第169号 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 2年 4 評価 良好な業務成績のため プロポーザル実施時に要求水準等説明書に令和4年度構築業務を受託した事業者には令和10年3月31日までの期間運用保守委託を行うことを想定している旨記載している。 構築業務成績は良好なため、令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 住 所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	94,600,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム等の 保守・運用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ホームページでの情報提供を継続して行うため、機器及びシステムの保守を実施し、システムに生じるトラブルを回避する他、区ホームページの日常的な修正・更新業務と、サーバ等の不具合が生じた場合の原因究明・対策を行い、ホームページの維持更新を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年7月30日付31千政広報発第63号 令和2年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 継続年数 5年 3. 評価 良好な業務成績のため 継続5年目であり、良好な業務成績のため引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住 所 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー9階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,943,160 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区安全・安心メール配信サービス運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	安全・安心メールは、区民等を対象に、防災や防犯に関する情報を任意に登録された携帯電話等へ届けるメール配信システムである。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度(令和3年2月開始)指名競争入札 2 継続 導入後4年度目 千代田区安全・安心メールは、以下業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の情報処理システムと密接不可分の関係にある。このため同一者以外では、責任区分が不明確となり、故障発生時の原因究明、故障修理などが困難になることで、業務履行が達成できない恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 バイザー株式会社 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,640,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

408

件 名	千代田区一般廃棄物処理基本計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	循環型経済の実現に向けて、千代田区が区民・事業者・行政が連携した取り組みを総合的、計画的に推進するための指針である千代田区一般廃棄物処理基本計画の策定支援を行う。
選 定 理 由	一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールは令和5年度・6年度の2カ年にわたるものであり、本業務は令和5年度に作成された資料実績を引き継ぐものである。 令和5年度の業務と関連性、継続性が高く、令和5年度の「千代田区一般廃棄物処理基本計画策定支援業務」を受託した下記業者に引き続き委託する必要がある。、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 (株)グリーンエコ 東京事務所 住 所 北区田端新町3-14-4 NOZAKI ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,993,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区ひきこもり支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ひきこもりが長期化することで、親も本人も高齢化し、高齢の親が子の生活を支える「8050 問題」や、周囲に相談できず、孤立を深め、生活困窮に至る実態が社会の中で次第に顕在化してきた。これらのひきこもりに係る問題に対応するため、千代田区では、令和3年度より総合的なひきこもり受付窓口（直営）を開設した。令和6年度も引き続き、窓口で受け付けた相談への対応として、ひきこもり当事者及び家族に対する個別相談、居場所活動や社会参加支援等のひきこもり支援業務を事業者への委託により実施する。
選 定 理 由	本事業の実施に当たっては、 1 信頼性や一定の実績のある「東京都若者社会参加応援事業」に登録されている事業者である 2 対象年齢を設けておらず、「義務教育課程修了後のすべての年齢の千代田区民」を対象とすることに対応が可能な事業者である 3 千代田区の近隣（中央区、港区、文京区、台東区、新宿区程度まで）で相談場所を確保できる事業者である ことが求められる。 下記業者は、すべての要件を満たす唯一の事業者であるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：公益社団法人 青少年健康センター茗荷谷クラブ 所 在 地：東京都文京区小日向 4-5-8 三軒町ビル 306
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,595,012 円（消費税を含む） ※ 従価率 契約のため、契約金額は支出限度額
委 託 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

284

件 名	千代田区営淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選 定 理 由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他的高齢者サービスとの連携など、より迅速で細やかな対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 多摩同胞会 住 所 東京都府中市武蔵台1丁目10番地1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,863,992 円（消費税を含む） ※ 総額が契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区会館施設予約システムの運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会館施設予約システムを安全かつ良好な状態に保つための保守業務を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成29年度 (平成29年7月12日付29千神公出発第39号 平成30年度開始) 2 継続年数 5年 評価 業務成績良好なため 3 更新 令和5年1月19日「指名業者選定委員会」 承認 4 本件は更新5年間の期限まで延長したものあり、本サービスは、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ジーウェイブ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンB棟10階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,720,180 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和6年11月30日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

464

件 名	千代田区議会ペーパーレス会議システム運用・管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	紙媒体を電子文書化し、クラウドサービスを利用したペーパーレス会議システムの運用、管理および操作研修会を行う。
選 定 理 由	導入 令和2年度 課契約による随意契約 令和元年5月の改選後に各会派に調査した「条件整備等検討会での検討項目」で、多数の議員からペーパーレス化を推進すべきと意見があった。その後、令和元年7月から令和2年9月にかけて、条件整備等検討会のクラウドを使用したペーパーレス化の推進の検討を踏まえ、下記事業者の開発したシステムの採用を決定した。 本業務は、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）で、既設の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東京インタープレイ 株式会社 住 所 東京都中央区京橋一丁目13番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	990,000 円
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

262

件 名	千代田区議会会議録検索システムの運用に係る業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会議録検索システムは、区民等が積極的に区議会情報について、インターネットなどを通じ、本会議や委員会等の記録・資料閲覧を可能とする情報処理システムである。本業務では、当該システムの安全な運用及び保守を行う。
選 定 理 由	1. 導入 平成8年度。議員を主体とした議会活動条件整備等検討会において、開発事業者を選定し導入したものである。 2. 本システムは下記事業者が自治体の会議録検索用に独自に開発したものであり、知的所有権で保護されている。 3. 本システムで掲載しているのは、本会議は昭和49年から昭和61年までの会議録の目次データ及び昭和62年第1回定例会以降の記録、常任委員会等は平成14年5月23日以降の記録である。文書保存年限を超えて掲載している記録等は、下記事業者が開発した「Db サーチ/Web」というシステムで掲載用に加工したデータだけである。なお、本システムで掲載する範囲（過年分の整理）については、現段階では見直しの議論に至っていない。 4. 現システムは単語や発言者ごとの検索機能を持ち、原則24時間配信している。現システム用に加工された膨大な過年分のデータを、他のシステムで遅滞なく同程度の検索機能を持たせて構築することは困難である。 上記理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 大和速記情報センター 住 所：東京都港区新橋5-13-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,418,800 円（消費税を含む） ※ 令和6年度の契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

533

件 名	千代田区健康増進計画（健康千代田 21）改定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区民の健康増進のための総合的な推進を図る基本方針として「千代田区健康増進計画（健康千代田 21）」の改定を支援することを目的とする。 改定にあたっては、千代田区の健康増進に関する現状把握や課題整理等計画改定に向けた支援、健康千代田 21 推進委員会運営補助、アンケート調査業務等を実施する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 5 年度 (令和 5 年 12 月 25 日 5 千保地保発第 640 号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : 株式会社サーベイリサーチセンター 所 在 地 : 東京都荒川区西日暮里 2 丁目 40 番 10 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,680,000 円
委 託 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部地域保健課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区戸籍証明書コンビニ交付システム保守業務
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区本籍人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で戸籍証明書を取得できるよう、戸籍システムの保守を行う。
選 定 理 由	現行の戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。戸籍システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。 また、本件システムも下記業者が構築している。本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,992,800 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区公衆無線 LAN サービス提供業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	東京都が公衆無線 LAN 整備を進める動きに合わせ、区民や来訪者・来街者への情報提供・発信のための公衆無線 LAN サービスの提供・管理を行う。
選 定 理 由	平成 27 年度から、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供するアプリケーション「Japan Connected-free Wi-Fi」で千代田区公衆無線 LAN サービス (CHIYODA Free Wi-Fi) を開始した。開始するために、アプリケーション提供事業所のグループ事業者である下記事業者がアクセスポイント等の環境整備の施工を実施した。 本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 住 所 東京都港区西新橋三丁目 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	38,733,200 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

390

件 名	千代田区広報板へのポスター掲示および除去業務
種 類	業務:委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区広報板の円滑な運営を図るため、広報板へのポスター掲示及び除去業務を行う。
選 定 理 由	本件は、区内に点在する223基の広報板のポスター掲示及び除去作業を行うものである。障害者の日常生活及び社会生活を日常的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)を基本とし、障害者福祉の増進を図るため下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人 武蔵野会 (千代田区立障害者就労支援施設 ジョブ・サポート・プラザちよだ) 住 所 東京都八王子市旭町 12-4 日本生命八王子ビル 2 階 201
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,908,472 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月 31 日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区子育てコーディネーター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	身近に子育てについて気軽に相談する相手がない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じるなどの業務を行う。
選 定 理 由	本業務を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。 ①千代田区の保育環境を熟知し、子育ての相談に応じられる知識経験を有する人材を配置できること。 ②利用者の利便性を図るため、あい・ぽーと麹町（旧麹町保育園仮園舎）と、適宜区内関連施設において相談業務を実施できること。 あい・ぽーと麹町は、保育事業も含め建物全体を下記事業者が管理運営している。また、「子育て支援コーディネーター養成講座」を実施し人材育成を行っている。このため、保育園管理とコーディネーター事業を一体的に運営しなければ業務上支障が生ずるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 住 所 東京都港区西麻布2丁目24番25-509号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,488,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区施設保全情報管理システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年度に更新した千代田区施設保全情報管理システムの保守を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年8月22日付 26 千政施経発 254) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第4号 3. 継続年数 2年(運用保守は初年度) プロポーザルによって施設保全情報管理システムの更新を令和5年度に実施し、令和6年度から運用保守委託を実施する。 本システムを更新した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ファインコラボレート研究所 住 所 東京都港区元赤坂一丁目1番15号 ニュートヨビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,223,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区重症心身障害児等在宅レスパイト事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	在宅で生活をする 18 歳未満の重症心身障害や医療的ケアを必要とする児童等、障害を持つ児童の居宅に看護師又は准看護師等を派遣し、介護者である家族等が行っている医療的ケア及び療養上の世話・見守りを行うことで、家族等の介護負担の軽減を図ることで児童と家族等の福祉の向上に資する。
選 定 理 由	本事業の対象には、重度・重症心身障害や医療的ケアを必要とする重い障害を持つ児童が含まれるため、個々の児童の状況・状態にあわせた丁寧かつ正確な看護・医療的ケアを必要とする。児童の在宅生活における安全と健康の保持を図るとともに、児童の日常的な介護を行う家族等が安心して当事業のサービスを受けるため、これまで利用してきた訪問看護サービス等の事業者及び看護師等による介護・見守りが必要となる。 下記事業者は、利用申請者が日頃から利用し信頼関係が築かれている訪問看護サービス等の事業者であるため、本件の契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 Medi Blanca 住 所 〒101-0051 千代田区神田神保町 1-10-3-4F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,000,000 円 (消費税を含む) ※ ※印 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

379

件 名	千代田区商店街活性化支援等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内の商店会・商店街振興組合（以下「商店会等」という。）に対する千代田区の支援体制を補完することを目的に、決算書類収集業務、補助金関係相談受付等業務、支援情報発信業務、大学等連携コーディネート業務及び区政課題取り組み促進業務を行うものである。
選 定 理 由	本契約の目的を達成するためには、下記の複数の条件を満たすことが必要である。 ① 商店会等の会則・規約、役員名簿、決算書類、事業の明細などの内部情報の取扱いを認められていること ② 商店会等における支援の需要を把握するとともに、支援の方策に関し高度の専門性を有すること ③ 商店会等における学生ボランティアの需要を把握するとともに、必要なマッチングを行うに十分な関係性を有すること 上記の一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は1者に特定される。 以上のことから、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区商店街連合会 住 所 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクエア 4 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,400,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

326

件 名	千代田区障害者就労支援センター事業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、区内在住で就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業所、就労中の障害者に対して、就労及び日常生活などについての総合的な相談と支援を行うものである。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年1月14日 4千保障福発第512号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 2年 業務成績は良好であるため、プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：特定非営利活動法人日本就労支援センター 住 所：神奈川県海老名市大谷北四丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	34,981,485 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区成年後見制度利用促進事業実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区における成年後見制度の利用を促進するにあたり、国の「成年後見制度利用促進基本計画」等に基づき、利用促進事業を中心となって実施する中核機関を設置する。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 19 年に「ちよだ成年後見センター」を開設し、区における成年後見制度の推進機関として、区と連携して成年後見制度の利用促進に関する事業を行っている。その事業には、国が「成年後見制度利用促進基本計画」で示している中核機関が担うべき機能に関する業務が含まれる。 令和 6 年度から中核機関を設置して新たに実施する利用促進事業は、すでに下記事業者が実施している事業と関連して行うものであり、総合的に本事業を行えるのは、下記事業者に限られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 10 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,470,150 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区第4次住宅基本計画策定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区住宅基本条例第5条の規定に基づき、住宅及び住環境に関する基本的かつ総合的な計画である「千代田区第4次住宅基本計画」を策定する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年6月16日付、5千環住宅発第176号) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 2年 4. 評 価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ランドブレイン株式会社 住 所 東京都千代田区平河町1-2-10
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 [日
※ 契約金額	11,132,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

188

件 名	千代田区男女共同参画センター業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、相談機能、学習機能、情報機能、支援機能、交流機能をもつ、千代田区男女共同参画センターを運営する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年1月24日4千地国男発第177号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 2年 4 評価 良好な業務成績であるため。 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社生活構造研究所 住 所 東京都千代田区麴町二丁目5番地4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	75,857,790 円（消費税を含む） ※総価(実費を含む)契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	国際平和・男女平等 인권課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。